

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手續の実施について

対象施策の名称	子どもの権利に関する行動計画（仮称）
市民参画の手續の 実施時期	令和4年7月から令和6年2月
市民参画を求める 方 法	・アンケート実施 ・附属機関等の開催（子どもの権利委員会）
対象施策が定め られるまでの手順	①随時、子どもの権利委員会の設置及び開催 ②市民アンケートの実施 ③子どもの権利計画策定幹事会の設置及び開催 ④パブリック・コメント手続きの実施 ⑤子どもの権利に関する行動計画（仮称）の策定
担 当 課 名	福祉部子育て支援課
特 記 事 項	